

上尾市障害者地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月21日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第43号

上尾市障害者地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

上尾市障害者地域生活支援事業実施規則（平成20年上尾市規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第141条」を「第141条の2」に改める。

第71条第2項第1号エ中「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

第111条第2号を次のように改める。

(2) 自動車教習所（道路交通法第98条第2項の規定による届出をした同条第1項に規定する自動車教習所をいう。次条第1項において同じ。）の入所前から身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者

第111条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第112条第1項中「（道路交通法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所に限る。）」を削り、「入学金」を「入所金」に、「次条第3項第1号」を「次条第1項第1号」に改める。

第115条中「身体障害者が就労等に伴い自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を取得する」を「身体障害者が就労等に伴い当該身体障害者又はその同居する親族（当該身体障害者との間において事実上親族と同様の関係にあると認められる者として市長が指定する者を含む。次条第4号において同じ。）が所有し、又は取得する自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を使用する」に改める。

第116条第4号中「、自らが所有し、運転する自動車」を「、自らが運転する自動車（当該身体障害者又はその同居する親族が所有し、又は取得する自動車に限る。）」に、「又はその他運転の補助を目的として、自動車の

一部」を「その他の自動車の運転に係る装置の一部」に改める。

第118条第1項中「当該自動車の改造を行う業者が作成した見積書（自動車の改造箇所及びその経費が明らかとなるものに限る。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該助成を受けようとする者の自動車運転免許証の写し
- (2) 当該自動車の改造を行う業者が作成した見積書（自動車の改造箇所及びその経費が明らかとなるものに限る。）
- (3) 当該自動車の所有者を確認することができる書類

第118条第3項各号中「自動車」を「当該自動車」に改める。

第133条中「（次条第1号及び第2号において「支給決定者」という。）」を削り、「次条第1号に」を「次条に」に改め、「及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（同項の身体障害者療護施設及び国立施設を除く。以下この章において「施設」という。）に入所し、又は通所している者」を削る。

第134条中「次の各号のいずれかに該当する者で」を「自立訓練又は就労移行支援を利用している者であって、」に改め、同条各号を削る。

第136条第1項中「毎月1回、既に訓練を終わった前月分の更生訓練費について」を「更生訓練費の支給を決定したときは、当該支給対象者に対して、当該申請の日の属する月の翌月の末日までに」に改める。

第137条第1項中「毎月、既に訓練を終わった前月分について、翌月の10日までに」を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「対し、」を「対して上尾市更生訓練費支給決定（却下）通知書（第55号様式の2）」を通知し、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による申請及び前項の規定による請求については、訓練を受けた日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第138条を次のように改める。

（目的）

第138条 法第77条第3項の規定に基づき行う施設入所者就職支度金給付事業は、就労移行支援又は就労継続支援（法第5条第14項に規定する

就労継続支援をいう。次条第1号において同じ。)を利用した者が就職又は自営により自立しようとする場合に、その者に対し就職支度金を支給することにより、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

第139条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第141条第1項中「当該施設を経由の上、」を「速やかに」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「速やかに」を加え、「確認」を「審査」に、「決定する」を「決定し、上尾市施設入所者就職支度金支給決定(却下)通知書(第56号様式の2)により、当該申請者に通知する」に改め、同条第3項中「その施設を退所する月又は雇用が開始される月に」を「速やかに」に改め、第13章中同条の次に次の1条を加える。

(就職支度金の返還)

第141条の2 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段によって就職支度金の支給を受けた者がいるときは、その者から当該就職支度金の全部又は一部を返還させることができる。

別表第1在宅療養等支援用具の部ネブライザーの項及び電気式たん吸引器の項中「身体障害者手帳3級以上の障害者若しくは障害児(原則として学齢児以上)」を「障害者若しくは障害児」に改め、同表情報・意思疎通支援用具の部点字ディスプレイの項中「視覚障害者(原則として視覚障害2級以上)」を「視覚障害2級以上の障害者又は障害児」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第135条関係)

自立訓練又は就労移行支援を利用している者

訓練に従事した日数の区分		訓練に従事した日数が15日以上の場合(月額)	訓練に従事した日数が15日未満の場合(月額)
ア	就労移行支援(あんま、はり、きゅう科)	14,800円	7,400円
イ	就労移行支援(あんま、はり、きゅう科を除く。)	3,150円	1,600円

ウ	自立訓練		
---	------	--	--

第55号様式の次に次の1様式を加える。

第 5 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の上尾市障害者
地域生活支援事業実施規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。